

**平成25年度**

**スクールソーシャルワーカー  
活用事業**

**— 実践事例集 —**

平成26年 3 月

北海道教育委員会

発刊に当たって

近年、いじめや不登校、暴力行為などに加え、児童虐待など、学校だけでは解決が困難な事案も多く発生しており、こうした事案の背景には、児童生徒の個人的な問題とともに、家庭や学校、友人、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合っていることがあることから、関係機関等と連携した積極的な取組が求められており、問題を抱える児童生徒の置かれている環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの役割が一層重要となっています。

北海道教育委員会では、平成20年度から「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施し、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術や経験を有する者をスクールソーシャルワーカーとして道内の市町村に配置してきたところです。

事業開始から6年が経過し、スクールソーシャルワーカーを活用している教育委員会においては、不登校児童生徒の学校復帰の割合が高いなど、その効果が確実に表れてきております。

本冊子は、今年度、本事業において取り組まれた実践の中から、効果的な取組事例等をまとめたものであり、各市町村教育委員会において、子どもたちを取り巻く様々な課題の解決に向けた取組の一助にさせていただきたいと考えております。

今後、全道の多くの市町村において、スクールソーシャルワーカーを活用しながら、学校と関係機関等をつなぐ仕組みづくりが一層進められるよう御期待申し上げます。

平成26年3月

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

高塚 信之

# 目次

## 第 1 章 解説

- スクールソーシャルワーカー（S S W）活用事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- スーパービジョン体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- スクールソーシャルワーカー活用事業の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- S S Wを活用した効果的な実践に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第 2 章 実践事例

### ＜主に児童虐待が関係するケース＞

- 家庭環境に課題が見られ、遅刻・欠席等の怠学傾向に対応したケース・・・・・・・・ 5
- 関係機関の役割を明確にして連携し、子どもを虐待から守ろうとしたケース・・・・ 7

### ＜主に発達障がい関係するケース＞

- S S Wが支援体制を構築し、関係機関が連携して不登校を解消したケース・・・・ 9
- 関係機関との連携で生徒の自立性が高まり不登校が解消されたケース・・・・ 11
- 発達障害のある生徒の進路選択について関係機関と連携したケース・・・・ 13
- 家庭環境や本人の抱える困難性による不登校のケース・・・・・・・・・・・・ 15

### ＜主に不登校が関係するケース＞

- 学校・関係機関との連携により不登校の改善を図ったケース・・・・・・・・・・ 17
- 周囲に気を遣わずに自己表現できることを目指したケース・・・・・・・・・・ 19
- 引きこもり状態だった生徒への就労支援に向けた取組のケース・・・・・・・・・・ 21
- 学校、適応指導教室及びS Cをつなぎ、進路実現を目指したケース・・・・・・・・ 23
- 関係機関がそれぞれの役割を明確にしながら生徒の心の安定を図ったケース・・・・ 25
- S S Wが保護者と学校の間で協議を進めたケース・・・・・・・・・・・・ 27
- S S Wがカウンセリングを行い、学校・関係機関と連携して対応したケース・・・・ 29
- 関係機関と連携しながら不登校の解消のために取り組んでいるケース・・・・ 31
- 子どもへのエンパワメントアプローチを主軸とした関係機関との協力・連携で  
不登校の改善を図るケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- S S Wと特別支援教育コーディネーターの連携した取組で  
不登校を解消したケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 関係機関との連携により不登校が改善したケース・・・・・・・・・・・・ 37
- 関係機関と連携を図り、不登校から学校復帰したケース・・・・・・・・・・ 39
- 学校と協働して愛着障害をもつ児童の不登校を解決したケース・・・・・・・・・・ 41
- 精神的不安により不登校となった生徒へ対応したケース・・・・・・・・・・ 43
- 生活困窮と母親の課題が見えにくかった不登校のケース・・・・・・・・・・ 45
- 不登校の解決に向けて、関係機関との連携を築いたケース・・・・・・・・・・ 47
- 学校と関係機関が協力し合って、児童の家庭環境の整備を図り、  
不登校の改善を図ったケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

### ＜その他のケース＞

- 関係機関の役割を明確にして連携し、家庭内暴力の改善を図ったケース・・・・ 51
- 児童のもつ可能性を信じて支援を続けてきたケース・・・・・・・・・・・・ 53
- 地域の保護司と連携して、家庭状況に課題の見られる生徒に対応したケース・・・・ 55

# 第1章

## 解説

平成25年度「スクールソーシャルワーカー活用事業」の概要と成果等について紹介します。

# スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

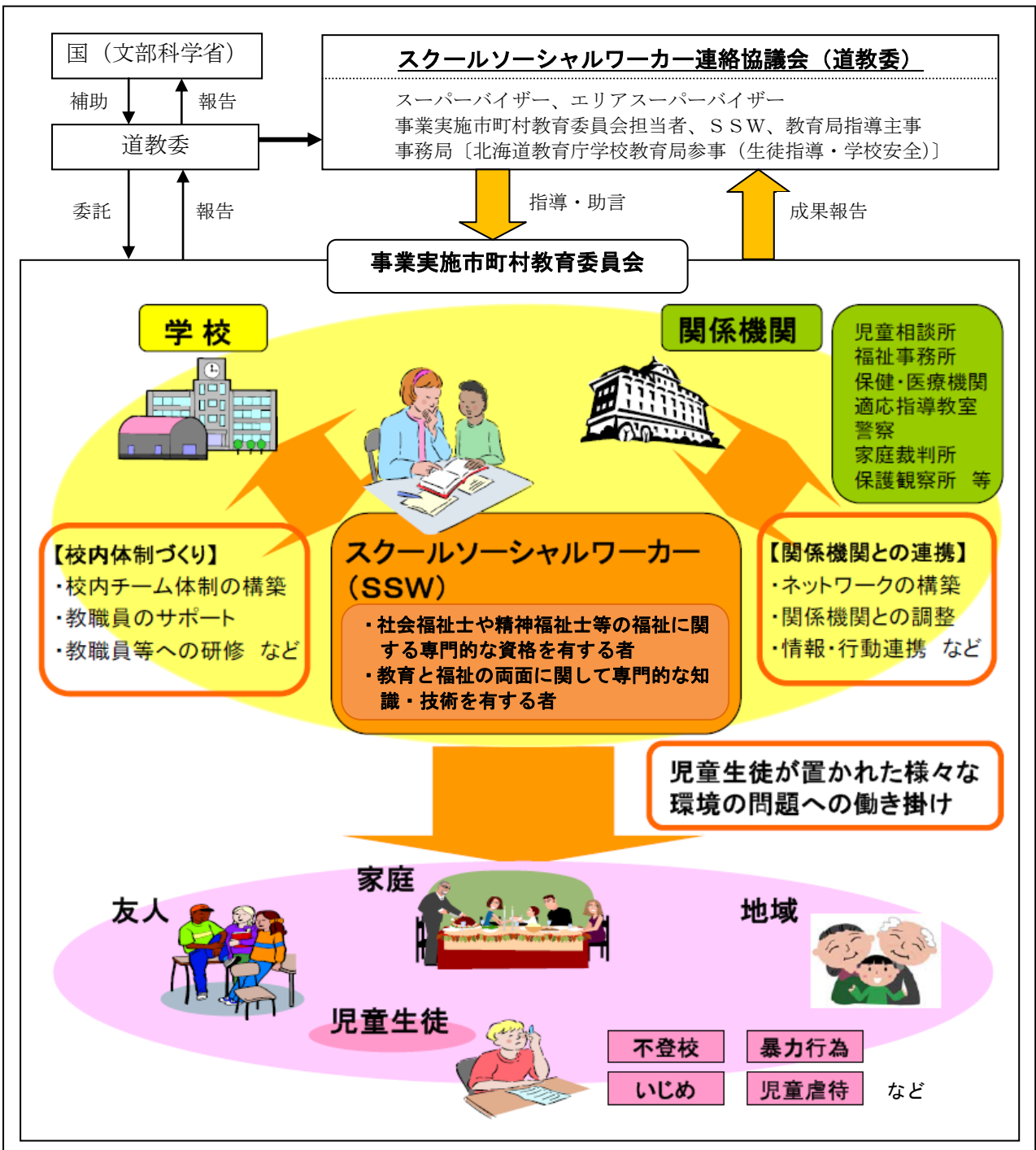
## 【趣旨】

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っています。

そのため

- ① 関係機関等と連携・調整するコーディネート
- ② 児童生徒が置かれた環境の問題（家庭、友人関係等）への働きかけなどを通して、問題を抱える児童生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）を市町村教育委員会に配置し、教育相談体制の充実を図ります。

## 【組織体制】



## スーパービジョン体制の確立

本道の広域性を踏まえ、事業全体の推進に関して指導助言するスーパーバイザーを配置するとともに、全道を7つのエリアにエリア・スーパーバイザーを配置し、事業実施市町村教育委員会、スクールソーシャルワーカー（SSW）及び道立学校から相談を受け、必要に応じて支援を行う体制を整えています。

スーパーバイザー 北星学園大学教授 久能由弥氏

空知エリア  
エリア・スーパーバイザー  
北星学園大学実習助手  
栗田郁子氏

上川・留萌エリア  
エリア・スーパーバイザー  
名寄市立大学准教授  
小銭寿子氏

石狩・後志エリア  
エリア・スーパーバイザー  
藤女子大学教授  
若狭重克氏

宗谷・釧路・根室エリア  
エリア・スーパーバイザー  
前旭川大学教授  
澤伊三男氏



渡島・檜山エリア  
エリア・スーパーバイザー  
北海道教育大学函館校  
准教授 森谷康文氏

胆振・日高エリア  
エリア・スーパーバイザー  
札幌学院大学教授  
横山登志子氏

### 【平成 25 年度 SSW 配置市町村】

- 空知管内：岩見沢市、滝川市、深川市、美瑛市
- 石狩管内：石狩市、北広島市、江別市、恵庭市
- 胆振管内：室蘭市、苫小牧市、白老町、登別市
- 日高管内：浦河町
- 渡島管内：北斗市
- 檜山管内：せたな町
- 上川管内：比布町
- 留萌管内：留萌市
- 宗谷管内：稚内市
- オホーツク管内：遠軽町、北見市、斜里町
- 十勝管内：音更町、幕別町
- 釧路管内：釧路市
- 根室管内：中標津町

(25 市町)

### 地域別研修会の開催

全道7会場において、実践事例に基づく事例研究を行い、エリア・スーパーバイザーからの指導助言を受けて、SSWの専門性の向上を図っています。

- 石狩・後志：平成25年11月22日（金）
- 空知：平成25年11月29日（金）
- 胆振・日高：平成25年11月11日（月）
- 渡島・檜山：平成25年12月13日（金）
- 上川・留萌：平成25年11月19日（火）  
・宗谷
- オホーツク：平成25年11月15日（金）
- 十勝・釧路：平成25年11月25日（月）  
・根室

## スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

北海道教育委員会では、平成 20 年度から本事業を実施し、SSW が市町村教育委員会や学校、児童相談所等の関係機関と連携して、児童虐待や家庭内暴力などが背景にある不登校等の問題の解決に向けた取組を進めてきています。

### SSWを配置している市町村では、不登校の解消に向けた成果が上がりつつあります

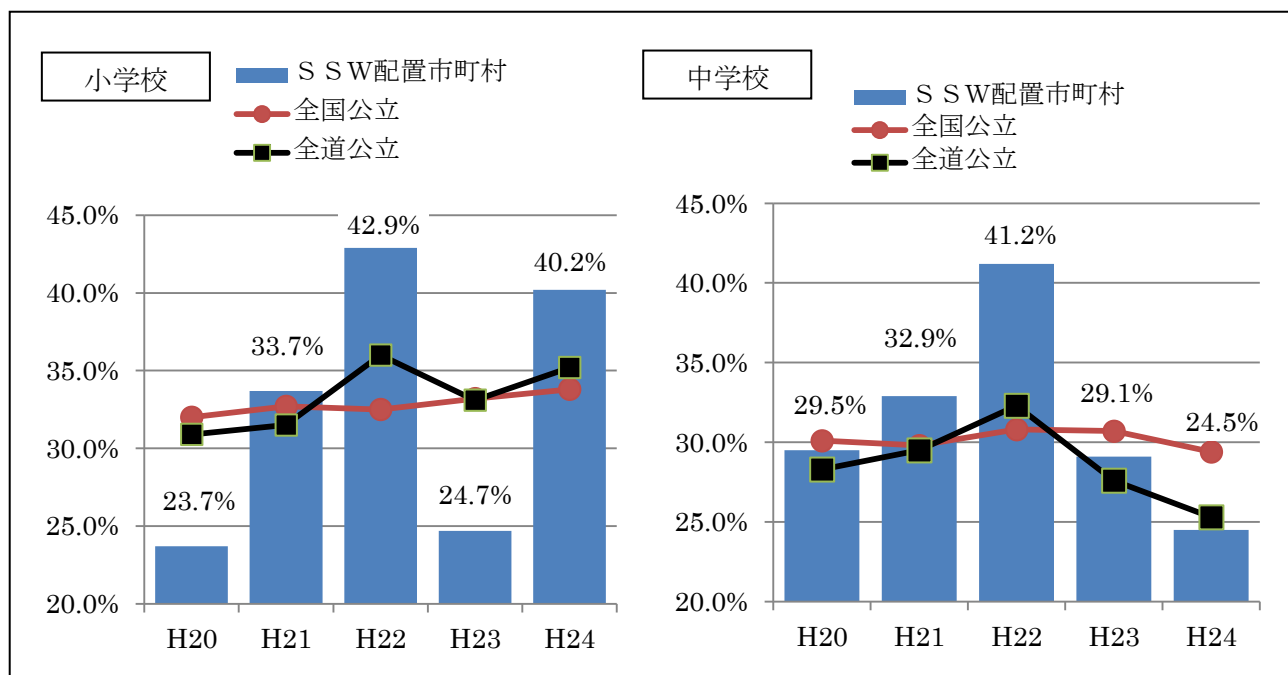
ここ 4 年間の経年変化を見ると、SSW を配置している市町村において、不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合が、平成 20 年度は全国公立・全道公立の平均を下回っていましたが、平成 21 年度は、小学校 33.7%、中学校 32.9%であり、平成 22 年度は、小学校 42.9%、中学校 41.2%になり、全国公立、全道公立の平均を大きく上回る結果となりました。

平成 23 年度は、小学校で 24.7%と全国公立、全道公立の平均のいずれも下回る結果でしたが、平成 24 年度は 40.2%と全国公立、全道公立の平均を大きく上回りました。しかし、中学校では平成 23 年度は 29.1%、平成 24 年度は 24.5%と全国公立、全道公立の平均を下回る結果となっています。これは、SSW の関わりで早期に不登校を解消できたものがある一方、問題が複雑に絡み合っているため、解決に複数の年数を要しているケースがあることが要因と考えられます。

また、登校できるまでには至らないものの、SSW が児童生徒の置かれている環境に働きかけ、学校と家庭、関係機関が連携協力して、児童生徒が抱える問題の解決に向けた取組が確実に進められ、好ましい変化が表れている事例も数多く見られます。

今後は、こうしたデータや具体的な取組の事例を参考としながら、SSW 活用事業の成果を検証するとともに、普及啓発に努めていく必要があります。

#### 【経年変化】 不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合



## SSWを活用した効果的な実践に向けて

平成20年度からの6年間にわたる取組を通して、SSWを活用して効果を上げている実践では、問題への対応をSSWに任せきりにすることなく、市町村教育委員会や学校、SSWが支援の目標とそれぞれの役割・分担を明確にするとともに、関係機関と連携協力した取組を進めています。

### ■ 市町村教育委員会 ■

- ① 学校の教職員や保護者に対して、SSWの役割や活用の在り方について、継続的に広報を行うとともに、積極的に利用するよう周知を図っている。
- ② 校長会や教頭会、生徒指導担当教員等が集まる会議等において、生徒指導の現状について交流したり、SSWが助言する機会を設定したりするなど、学校とSSWが問題の発生前から連携する基盤を築いている。
- ③ 市町村のSSW活用事業運営協議会等においてエリア・スーパーバイザーを活用した研修会等を開催してSSWの専門性の向上を図るとともに、教職員や関係機関の職員を交えて関係機関の連携した対応について理解を深めている。
- ④ 問題行動等への対応に当たっては、SSWとの情報交換を緊密に行い、状況に応じて学校へ指導するとともに、児童相談所や福祉課等の関係機関への積極的な働きかけを行い、SSWの活動をサポートしている。

関係機関

支援の継続

三者が連携し問題を起こしている児童生徒やその保護者の

「知」（知識・認識）を変え

「情」（感情・喜怒哀楽）を変え

「意」（意志決定・行動）を変え

自らの力を引き出すエンパワーメントアプローチ

関係機関

地域資源の把握

### ■ 学校 ■

- ① 校長のリーダーシップの下、生徒指導上の問題に対して学校全体で組織的に対応する体制を確立している。
- ② 全教職員が、SSWの役割等を理解し、必要に応じてSSWに相談して支援を受ける体制を整えている。
- ③ SSWやSC（スクールカウンセラー）を講師として、児童生徒理解や問題行動等への対応に関する校内研修を継続的に実施している。
- ④ 問題行動等への対応に当たっては、当該児童生徒の学校生活や家庭生活の状況等について、SSWとの情報交換を緊密に行っている。

### ■ SSW ■

- ① 各学校の組織のストレングスや課題、取組状況について理解し、当該の問題行動等への対応のキーパーソンやポイントとなるものを提示している。
- ② 学校が困っていること、教職員のニーズや考え方を理解し、共有した上で一緒に考えながらアドバイスをしている。
- ③ 問題行動等を起こす児童生徒やその保護者に対して、福祉の視点から新たな対応のポイントを提示し、当該児童生徒や保護者などへの働きかけを行っている。
- ④ 問題行動等の特質に応じたプランニングを行い、学校や関係機関との情報共有、支援の目標・役割分担を明確にしながら対応を進めている。